

地方自治法施行令等の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

別紙

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>「重大な過失の定義」を想定文書化し、「長」以外への責任分担を可能とし監理並びに監視の責務を負わせ有事の際にISO-9001の品質管理マネジメントシステムの内外部審査と第三者機関の検証による弾劾までを規程に定め自浄させ「者」責から「長を含み組織」責務とした管理責任を問うことで自浄効果を独立行政法人と共有させ官公庁の怠慢を防止させることが重要である。</p> <p>児童教育要綱にAIプログラミングの教育を取り入れるintelligence社会において官の責務を既得権で保護することが無いように整然と律し規定で文書化する。</p>	<p>ご意見として承りたいと思います。</p>	<p>なし</p>
2	<p>① 改正後の地方自治法施行令第173条では、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度における給与を免責の基準とすることとされているところ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく免責は、原因となった行為単位で、免除条例で定める賠償の上限額及び控除額(同項に規定する政令で定める額)を適用することとなるのか。</p> <p>例えば、N年度及びN+1年度に違法な補助金の支出が行われ、これらの補助金と同額の損害が地方公共団体に生じた場合、 ア損害の原因行為たる補助金の支出ごとに賠償の上限額及び控除額を適用する イ両年度に生じた損害額を合計し、その合計額に対し、上限額及び控除額を適用するのいずれによることとなるのか(平成24年4月20日最高裁第二小法廷判決(神戸市外郭団体派遣職員への人件費違法支出損害賠償等請求事件)のようなケース)。</p> <p>また、原因となった行為どうの関連性(同種の行為を毎年度繰り返したケース・ゴルフ場予定地の用地買収契約と外郭団体の人件費相当額に対する補助金の支出のように、原因となる行為の間に何ら関連性が認められないケース)により、結論が異なることとなるのか。</p> <p>② 複数の会計年度にわたり地方自治法第242条第1項に規定する怠る事実があったことにより普通地方公共団体に損害を与えた場合(例えば、債権の回収を5年間怠ったことにより、当該債権が時効により消滅した場合)においては、改正後の地方自治法施行令第173条に規定する普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度は複数存在することとなると解されるが、この場合における普通地方公共団体の長等の基準給与年額は、複数の会計年度における最高額を採用することとなるのか。</p>	<p>① 免責の効果は、普通地方公共団体の長等の個々の損害賠償責任毎に生じることとなります。</p> <p>②損害賠償責任の原因となる事実が生じた日について、「二以上の会計年度にまたがる場合には、給与の額が最も高い日を含む会計年度」となります。</p>	<p>なし</p>
3	<p>改正案の地方自治法施行令第173条第1項第1号について、非常勤の委員等については報酬の額のみが基準給与年額の算定の前提とされ、費用弁償の額やパートタイム会計年度任用職員に支給される期末手当の額は基準給与年額の算定の前提とされていません。</p> <p>その一方で、常勤の職員等については、期末手当の額及び費用弁償の性質を有する旅費の額が基準給与年額の算定の前提とされています。</p> <p>最終的には、総務省令における算定方法の規定によることにはなりますが、旅費については「給与」の概念には含まれないと解釈して除外する余地があるとしても、期末手当については常勤と非常勤の職員(特に会計年度任用職員)間で賠償責任に差異を設けるだけの合理性の整理が困難なのではないでしょうか。</p>	<p>地方自治法上、旅費は「給与」に含まれず、政令案第173条第1項第1号においては、常勤の職員等について、旅費は基準給与年額の算定には含まれません。</p> <p>また、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に向けて、適切に対応してまいります。</p>	<p>なし</p>
4	<p>今回の改正において対象となる「職員」には会計年度任用職員も含まれるのでしょうか。</p> <p>また、賠償最低額の算出として、各行政委員会でも年収の4倍、2倍と異なっているのはどのような考え方によるものなのでしょうか。一般人でも理解できるように簡単に教えていただければと思います。</p>	<p>「職員」には、会計年度任用職員も含まれます。</p> <p>また、乗数の具体的設定については、①「民意に基礎を置く程度(直接公選制や解職制度の対象となるか否か)」と②「権限(職員の指揮監督権や任命権があるか否か)」に着目し、地位の重要性に応じて区分しております。行政委員会の委員の乗数については、解職制度の対象となっている委員は4倍、それ以外の委員については、2倍としております。</p>	<p>なし</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
5	<p>① 地方自治法施行令等の一部を改正する政令案(以下「政令案」という。)第173条第1項の地方自治法(以下「法」という。)第243条の2第1項に規定する政令で定める基準(以下「参酌基準」という。)及び政令案第173条第2項の法第243条の2第1項に規定する政令で定める額(以下「責任限度額の下限額」という。)の定めは、普通地方公共団体の長等(以下「長等」という。)の職員個人の給与等の額のみを基準としており、反対である。これらについては、違法な財務会計行為に対する是正効果や抑止効果が減殺されることがないよう、当該普通地方公共団体が被った損害額をも基準として、参酌基準、責任限度額の下限額を設定するべきである。</p> <p>② 責任限度額の下限額は、長等の職責その他の事情に応じることなく、基準給与年額の1年分としていることについて、反対である。最低でも、参酌基準の2分の1程度とするべきである(ただし、2分の1として、1年より低くなる場合には1年。)</p> <p>③ 参酌基準が掲げる「地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分」イないしニのうち、ハの地方公営企業の管理者について政令で定める基準が基準給与年額の2倍としていることに反対である。ロの区分の副知事又は副市町村長等と同等の4倍とすべきである。</p> <p>④ 参酌基準が掲げる「地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分」ニについては、専決規程等により長等の決裁権限を行使している職員か否かを区別することなく規定しており、反対である。決裁権限の区分により、権限のある職員についてはより重い責任を課すべきである。</p> <p>⑤ 参酌基準が掲げる、「地方警務官の区分」イにつき、基準給与年額の2倍としていること、「地方警務官の区分」ロにつき、基準給与年額の1倍としていることに反対である。前記イの区分については、基準給与年額の4倍とすべきであり、また、前記ロの区分については、基準給与額の2倍とするべきである。 また、地方警務官の責任限度額の下限額についても、最低でも、参酌基準の2分の1程度とするべきである。</p> <p>⑥ 政令案第173条第3項に規定する普通地方公共団体の長が、当該普通地方公共団体の議会に報告し、公表すべき事項について、「地方自治法第243条の2第1項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償責任の一部を免れた理由」を加えるべきである。</p>	<p>① 平成29年の地方自治法の改正により、条例によって、長等の損害賠償責任の範囲を事前に明示し、一律に、責任の一部免責を行うことを可能とすることで、個人への責任追及のあり方の見直しを行いました。 今般の政令改正においても、上記の法改正の趣旨を踏まえ、政令案の作成を行ってきたところです。</p> <p>② 責任限度額の下限額は、懲戒により停職となった国家公務員が最大1年間無給となりうることを踏まえ、基準額(給与の1年分)としております。</p> <p>③ 乗数の具体的設定については、①「民意に基礎を置く程度(直接公選制や解職制度の対象となるか否か)」と②「権限(職員の指揮監督権や任命権等があるか否か)」に着目し、地位の重要性に応じて区分しております。職員のうち、解職制度の対象となっている者を乗数4としており、解職制度の対象となっていないが、職員の指揮監督権や任命権等を有する者は乗数2としており、地方公営企業の管理者は後者に該当します。</p> <p>④ 乗数の具体的設定については、①「民意に基礎を置く程度(直接公選制や解職制度の対象となるか否か)」と②「権限(職員の指揮監督権や任命権等があるか否か)」に着目し、地位の重要性に応じて区分しております。この点、長等の決裁権限を他の職員が専決する場合であっても、当該職員が直接公選制や解職制度の対象となるわけではなく、また、職員の指揮監督権や任命権を持つわけでもないため、現在の乗数の区分としております。</p> <p>⑤ 乗数の具体的設定については、①「民意に基礎を置く程度(直接公選制や解職制度の対象となるか否か)」と②「権限(職員の指揮監督権や任命権等があるか否か)」に着目し、地位の重要性に応じて区分しております。長等の乗数の考え方において、職員のうち、解職制度の対象となっている者を乗数4としており、解職制度の対象となっていないが、職員の指揮監督権や任命権等を有する者は乗数2としております。地方警務官も同様の考え方に基づき、警視総監及び道府県本部長は後者に該当するため、乗数2とし、その他の地方警務官は乗数1としております。 地方警務官の責任限度額の下限額についても、長等と同様の考え方に基づき、懲戒により停職となった国家公務員が最大1年間無給となりうることを踏まえ、基準額(の1年分)としております。</p> <p>⑥ 議会への報告及び公表事項を規定する政令案第173条第3項第1号においては、「当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となった事実」が既に規定されているところ、当該事実の内容には、当該長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないという判断の基礎となった事実が含まれるものであり、当該事実を議会へ報告及び公表することで、本制度の適正な運用ができるものと考えております。なお、本政令の施行に当たり、地方公共団体には、この旨を適切に周知してまいりたいと思います。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
6	<p>政令第173条第1項及び第2項について、地方警務官とそれ以外の長等職員を区別することについて反対である。警務官以外と長等の職員との区別を行わず、決裁権限による区分を含めた、職責に応じた区分を行うべきである。</p> <p>(ほか、上記5の①～④及び⑥と同旨の意見あり)</p>	<p>政令第173条第1項及び第2項においては、地方警務官とそれ以外の長等を給与支払の根拠規定の違いから分けて規定していますが、地方警務官の参酌基準及び責任限度額の下限額の考え方については長等についての考え方と同様です。</p> <p>また、乗数の具体的設定については、①「民意に基礎を置く程度(直接公選制や解職制度の対象となるか否か)」と②「権限(職員の指揮監督権や任命権等があるか否か)」に着目し、地位の重要性に応じて区分しております。この点、警視総監又は道府県本部長の決裁権限を他の地方警務官が行使する場合であっても、当該地方警務官がその他の地方警務官の指揮監督権や任命権を持つわけではないため、現在の乗数の区分としております。</p>	なし

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件ありました。